

民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、物価高騰の中でも、民間児童養護施設等の負担を増額せずに現在の給食の水準を維持するために必要な物価高騰に伴う給食費の事業者負担分について、補助を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「民間児童養護施設等」とは、国または地方公共団体以外の者が名古屋市内に設置する次の各号に掲げる施設又は事業所をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所
- (2) 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助を行う事業所（ただし、児童自立生活援助事業所Ⅲ型（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の4の2第3号）を除く。以下同じ。）
- (3) 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う事業所
- (4) 法第37条に規定する乳児院
- (5) 法第41条に規定する児童養護施設
- (6) 法第42条に規定する障害児入所施設

（補助対象者）

第3条 補助の対象者は、市内に民間児童養護施設等を設置運営する事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第4条 この要綱に基づく補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、物価高騰に伴う給食費の事業者負担分とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、民間児童養護施設等における給食提供延べ数に1食100円を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、民間児童養護施設等が、同一経費に対する補助金等（愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金その他この要綱に基づく補助と

同一の補助対象経費に対する補助金等であって、国又は名古屋市以外の地方公共団体が交付するものをいう。以下同じ。) の交付対象となる場合における補助金の額は、当該同一経費に対する補助金等の交付申請又は受領の有無にかかわらず、前項の規定により算定した額から、当該同一経費に対する補助金等の額を控除して得た額とする。この場合において、控除後の額が零を下回るときは、補助金の額は零とする。

(交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、民間児童養護施設等の区分及び補助金の交付を受けようとする給食提供の期間ごとに市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っ

ている場合は、本部の課税売上割合等を申告内容に基づき報告すること。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を名古屋市に返還しなければならない。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業を中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第 255 号）第14条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた受配者指定寄附金を除くものとする。

(7) 補助事業に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、民間補助金等の交付を受けてはならない。

(8) 上記条件に違反したとき、又は不正に補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の全部又は一部を名古屋市に納付させることがある。
(変更交付申請及び変更交付決定)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付の決定の内容に変更があったときは、民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助金変更交付申請書（第 3 号様式）に係る書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定の内容を変更し、民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助金変更交付決定通知書（第 4 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第 9 条 交付決定者は、第 5 条に規定する補助金を請求するときは、交付の決定

後、請求書を市長が指定する期日までに、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、交付決定者に対し、補助金を支払うものとする。

(報告等)

第10条 市長は、交付決定者に対して、補助事業の実施状況について指示し、報告を求め、又は審査することができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助金事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 既交付額と実績報告額に差額が生じた場合は、市長が指定する期日までに、その超える部分について、交付決定者は市長に返還しなければならない。

(監査等)

第12条 補助金の交付を受けたものに対する監査は、法施行事務監査の際同時に行うものとし、その他必要に応じて適宜実施する。

- 2 市長は、交付決定者に対し、その執行状況について随時報告を求めることができる。

(取消及び返還)

第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 交付の決定の条件に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 15 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 5 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱による改正後の民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助実施要綱第 5 条、第 1 号様式及び第 5 号様式の規定は、令和 8 年度予算に係る補助から適用し、令和 7 年度以前の予算に係る補助については、なお従前の例による。